

第4章 福祉のまちづくりの分野別施策

1 だれもが円滑に利用できるバリアフリー化

戦略1 快適な移動を支える整備

重点戦略1

(関係局：都市整備局、福祉保健局、交通局)

<現状と課題>

- 福祉のまちづくり条例やバリアフリー新法の施行などにより、建築物、道路、公園、公共交通機関など個々の施設でバリアフリー化は進んできている。
- しかし、整備された施設間を結ぶための最寄駅やバス等の公共交通機関、すべての人の社会参加の核となるトイレの整備などが、まだ十分といえない状況がある。
- 個々の施設の整備とあわせて施設間を移動するための移動手段や経路などの整備を一体的に行っていく必要がある。

<主な施策と事業>

施策1 面的な整備

- 不特定多数が利用する施設を核とした周辺地域において、ユニバーサルデザインの視点に基づき、都、区市町村、事業者、住民が協働して、面的整備を進めることで、すべての人が快適に暮らすことができる福祉のまちづくりを目指します。特に「10年後の東京」計画で示された、利用者の多い駅を擁するエリアなど、10の重点整備エリアについても整備を促進していきます。
- また、トイレについては、外出時の行動範囲の拡大に直接結びつく設備であることから、計画的に整備促進していきます。

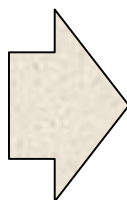
主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末までの到達目標)
バリアフリー基本構想作成費補助 (都市整備局) バリアフリー基本構想を作成する区市町村に対しその経費の一部を、国と協調して補助を行う。	15区8市において、基本構想を作成。 平成20年度は1地区で補助事業を実施。	駅を有していない、あるいは、まちのバリアフリー化が概ね進んでいる区市を除き、基本構想を作成。

主な事業	現在 (20 年度末までの見込み)	5年後の目標 (25 年度末までの到達目標)
ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業 (福祉保健局) 不特定多数が利用する施設を中心とする周辺地域でユニバーサルデザインの視点から総合的な整備を行う区市町村に対して補助を行う。	本事業は3か年の事業 ○平成19年度～21年度実施 6地区整備中 ○平成20年度～22年度実施 2地区整備中	毎年度整備地区を新規指定していく。

整備前



整備後



JR日野駅、京王線高幡不動駅周辺地域(日野市)

ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業(平成16～18年度)

主な事業	現在 (20 年度末までの見込み)	5年後の目標 (25 年度末の到達目標)
とうきょうトイレ整備事業 (福祉保健局) だれもが社会参加できるまちづくりの核となるトイレの整備を行う区市町村に対して補助を行う。	21地区の整備を行う。	毎年度整備地区を新規指定していく。



大田区 千束・雪谷地区(平成19年度)

大岡山駅前公衆便所

施策2 公共交通機関の整備

- 高齢者や障害者を含めたすべての人の円滑な移動を促進し、鉄道の駅舎についても、エレベーター等の計画的な整備を行うとともに、地域の移動において身近なバス車両においても、だれもが乗り降りしやすいノンステップバスの導入拡大を図っていきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
鉄道駅エレベーター等整備事業 (福祉保健局) 民間鉄道事業者と協働して駅にエレベーター等を整備する区市町村に対して、設置に係る必要経費を補助することにより、駅のバリアフリー化の促進を図る。	平成20年度実績見込み ○整備駅数14駅 ○エレベーター設置基数25基	都内のJR及び民営鉄道が設置する既存駅でエレベーター等が必要な駅について、平成22年度末までにすべて整備する。



JR青梅線 羽村駅のエレベーター
(平成19年度整備)

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
都営地下鉄駅へのエレベーターの整備 (1ルートの確保) (交通局) すべての人が円滑に移動できるように、ホームから地上までエレベーターによる1ルートを確保し、都営地下鉄駅のバリアフリー化を推進する。	都営地下鉄全駅106駅中 平成20年度整備数3駅 整備済駅数累計86駅 整備率81%	平成22年度末までにすべての駅での整備を進める。

主な事業	現在 (20 年度末までの見込み)	5年後の目標 (25 年度末の到達目標)
都営地下鉄駅へのだれでもトイレの整備 (交通局) 車いすのお客様や乳幼児連れの方も利用出来る「だれでもトイレ」を都営地下鉄全駅に設置する。	都営地下鉄全106駅中 平成20年度整備数 1 駅 整備済駅数累計105駅 整備率 99%	平成 21 年度末までにすべての駅での整備を進める。
だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 (福祉保健局) 民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、だれにも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。	平成 20 年度見込み 234 両 平成 20 年度末までの整備数累計 2, 673 両（見込み）	平成 22 年度末までに購入される都内民営路線バスのうち、ノンステップ整備が必要なすべての車両に対して補助を行う。
都営バスにおけるノンステップバスの積極的導入 (交通局) 更新する車両の乗合バスは、すべてノンステップバスとする。	全1, 461両中 平成20年度導入数110両 導入率 81%	平成 24 年度末までにすべての乗合バスをノンステップバスとする。



戦略2 身近な建築物におけるバリアフリー化の整備促進

重点戦略2

(関係局：総務局、生活文化スポーツ局、都市整備局、福祉保健局、産業労働局、教育庁)

<現状と課題>

- 福祉のまちづくり条例や、バリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例の施行により、新たに設置または改修する建築物のバリアフリー化は進められてきている。
- しかし、都内の大多数を占める既存建築物のバリアフリー化は進んでおらず、促進策を講ずる必要がある。

<主な施策と事業>

施策1 既存建築物及び新設建築物のバリアフリー化の促進

- 公共建築物をはじめとする、建築物の整備については、法や条例による整備を着実に進めていきます。
- また、既存の公共建築物や、小規模建築物をはじめとする民間の建築物については、望ましい事例のガイドラインを示すなど、整備を促進するための支援を行っていきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
国民体育大会競技施設整備費補助 (総務局) 第68回国民体育大会の競技会場となる施設の整備を行う会場地区市町村の財政負担を軽減し、バリアフリー化を含めた競技施設の整備促進を図り、併せて都におけるスポーツ環境の整備に資するため、区市町村に対し都が予算の範囲内で補助金を交付する。	競技施設のバリアフリー化の補助については、平成21年度から制度化する予定のため、平成20年度は実績なし	第68回国民体育大会(平成25年度開催)までに、競技会開催に支障がないよう、施設整備を完了させるとともに、バリアフリー化を促進する。

主な事業	現在 (20 年度末までの見込み)	5年後の目標 (25 年度末の到達目標)
私立学校教育振興資金融資利子補給 (生活文化スポーツ局) 私立学校が行う校舎等の施設設備整備のうち、バリアフリー化等、福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した整備を行う学校に対して、低利の融資事業を実施している東京都私学財団に対して一定の利子補給を実施する。これにより間接的に私立学校の利子負担を軽減し、バリアフリー化を促進させる。	融資の着実な実施と適正な利子補給補助	私立学校のバリアフリー化促進のため、平成 21 年度以降も実施する。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定 (都市整備局) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の誘導基準を満たすバリアフリー化された建築物の整備を推進する。	バリアフリー新法に基づく建築物の認定を行い、誘導基準を満たすバリアフリー化された建築物の整備を推進する。	平成 21 年度以降も引き続き、バリアフリー新法に基づく建築物の認定を推進する。
乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業 (赤ちゃん・ふらっと事業) (福祉保健局) 保育所、児童館、公民館、図書館及びその他不特定多数の者が利用する施設等において、授乳及びおむつ替え等のための施設設備（以下「赤ちゃん・ふらっと」という。）の設置を促進するとともに、都民に赤ちゃん・ふらっとの所在等を広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備する。	平成20年11月時点での赤ちゃん・ふらっと数 52施設	平成 20 年度～22 年度の 3 か年で都内に 600 箇所整備する。



主な事業	現在 (20 年度末までの見込み)	5年後の目標 (25 年度末の到達目標)
特定施策推進型商店街事業 (産業労働局) 都の緊急かつ重要な特定の施策に協力して商店街が行う事業に対し、補助を行う。	補助対象事業に取り組む意思のある商店街からの申請を受け、補助金による支援を行う。 平成 20 年度は交付決定 1 件 (「だれでもトイレ」の設置)	都の施策に協力する商店街を支援するため、引き続き実施する。
宿泊施設のバリアフリー化支援事業 (産業労働局) 東京を訪れる高齢者や障害者等が、都内宿泊施設を安全かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を推進する。	平成 20 年度補助実績 22 件 補助実績累計 119 件	平成 21 年度以降も引き続き整備を促進し、観光客誘致につなげる。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
都立高等学校施設整備事業 (教育庁) 障害のある生徒の入学時や、改築・改修事業等の中で、学校開放や災害時など、高齢者や障害者を含めたすべての人が、学校施設を安全、安心、円滑に利用できるよう、福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した整備を行い、バリアフリー化を促進する。	都立高等学校6校について、改修工事を実施。	○改築・大規模改修事業においては、ユニバーサルデザイン導入ガイドラインに基づいたバリアフリー化を取り入れた設計を行う。 ○障害のある生徒が入学した場合、バリアフリー化を行う。



東京都立秋留台高等学校

正門にスロープと手すりを整備

受付カウンターは車いすの方が利用できる高さを確保



案内版は見やすい文字とし、色使いにも配慮

戦略3 生活の基盤となる道路等の整備

(関係局：建設局)

＜現状と課題＞

- これまで、歩道の整備・改善などにより安全で安心して歩ける道路空間を提供するとともに、道路の無電柱化により快適な道路空間を形成してきた。また、都市計画道路を中心とした広域的な道路ネットワークの充実や、道路と鉄道の立体交差化の推進等を図ってきた。
- 今後も引き続き、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、だれもが安全で快適に利用できる道路空間の形成を進めていく。

＜主な施策と事業＞

施策1 歩道等の整備

- 高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で快適に広域的な移動が出来るよう、歩道や地下歩道等の整備を進め利便性の向上を図っていきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
歩道の整備 (建設局) 既設道路の歩道の未整備区間や幅の狭い区間について、歩行者が安全・快適に歩行できる幅員2m以上の歩道整備を図る。	平成20年4月1日現在で、1,129kmの歩道整備が完了している。	引き続き、整備を推進する。
特定道路のバリアフリー化 (建設局) 高齢者や障害者等が日常生活又は社会生活で利用する主要な施設(駅、官公庁、福祉施設等)を結ぶ道路については、特定道路として、重点的にバリアフリー化を推進する。	区市町村が定める移動等円滑化基本構想に位置づけられた都道の特定道路は現在57kmあり、平成20年度までに48kmのバリアフリー化が完了する。	現在指定されている特定道路については、平成22年度末までにバリアフリー化を完了させる。

主な事業	現在 (20 年度末までの見込み)	5年後の目標 (25 年度末の到達目標)
地下歩道の整備 (建設局) (上野) 地下道の自由通路や既存の地下通路等と連結し、歩行者に安全で快適な歩行空間のネットワークを形成する。 (新宿) 鉄道各駅からのアクセス及び回遊性の向上と快適な歩行者空間の確保を目的に、既存の地下歩道を活用しつつ、新宿副都心地区地下歩行者専用道ネットワークの整備を図る。	(上野) 上野地下歩行者専用道の整備を推進し、地下歩道部を平成 20 年度末に供用開始する。 (新宿) 地下歩行者専用道ネットワークの整備を推進する。	(新宿) 引き続き、整備を推進する。
横断歩道橋のバリアフリー化 (建設局) 階段式の既設横断歩道橋をスロープ化するなど、バリアフリー化を図る。	平成 20 年度までに、42 橋の整備をする。	引き続き、必要性等を検討し整備を推進する。
道路の無電柱化の推進 (建設局) 良好な都市景観の創出、安全で快適な歩行空間の確保、都市防災機能の強化を図るため、無電柱化事業を推進する。	平成 20 年度までに、センター・コア・エリア内の都道の地中化率を 61%、多摩を含む都道全体の地中化率を 27%とする。	平成 23 年度末までに、センター・コア・エリア内の都道の地中化率を 75%、都道全体の地中化率を 35%とする。引き続き、事業を推進する。
視覚障害者誘導用ブロックの設置 (建設局) 視覚障害者の安全な歩行を確保するため、道路上の誘導施設として視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	交差点隅切部や横断歩道部の直前、バス停前など必須な箇所を原則整備し、合わせて区市のバリアフリー経路及び地元・住民の要望に基づき近隣駅と施設間の整備を進め、9,238 箇所整備する。	引き続き、整備を推進する。

主な事業	現在 (20 年度末までの見込み)	5年後の目標 (25 年度末の到達目標)
道路標識の整備 (建設局) 安全で円滑な交通の確保を図るため、見やすく分かりやすい道路標識の整備を進める。	「みちしるべ計画」(平成 7 年度～平成 12 年度) 及び「新みちしるべ計画」(平成 13 年度～平成 27 年度) に基づき、平成 20 年度末までに 7,271 基整備を行っていく。	引き続き、整備を推進する。

施策2 幹線道路網の整備

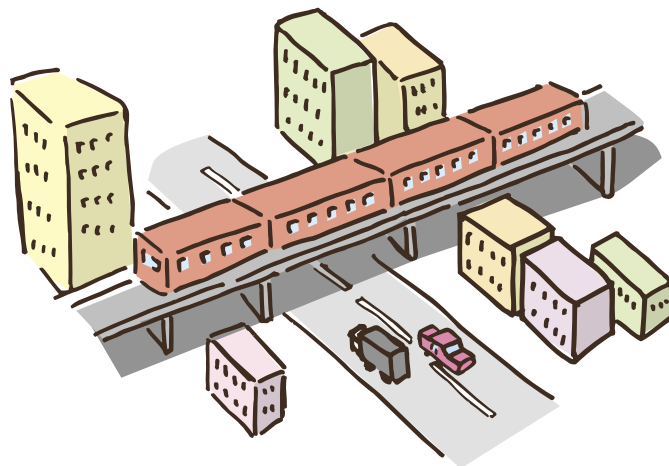
- 渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、高齢者や障害者を含めたすべての人の安全かつ快適な移動を可能とします。このため、都市計画道路を中心とした広域的な道路ネットワークの充実や踏切の除却によって、交通環境の向上を図ります。

主な事業	現在 (20 年度末までの見込み)	5年後の目標 (25 年度末の到達目標)
都市計画道路等によるネットワークの充実 (建設局) 区部環状道路、多摩南北道路をはじめとする道路ネットワークを整備するとともに、道路と鉄道の立体交差化による踏切の除却を推進し、渋滞解消による走行環境の向上のみならず、段差のない安全で快適な歩行空間の確保、及び鉄道で分断されていた地域の一体化を図る。	骨格幹線道路、地域幹線道路をはじめとする道路ネットワークの整備や踏切除却を推進する。	平成 23 年度末までに、区部環状道路の整備率 約 90% 多摩南北道路の整備率 約 80%

施策3 道路と鉄道の立体交差化

- 鉄道を一定区間連続して高架化または地下化することで、踏切による交通渋滞を解消するなど、快適な移動を目指します。
- また、事業に伴い立体化される駅施設を安全かつ快適に利用できるよう、鉄道事業者と調整し、エレベーターの設置等、福祉のまちづくりの啓発を図っていきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
連続立体交差事業の推進 (建設局) 市街地において道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化又は、地下化することにより、多数の踏切あるいは新設交差道路との立体交差を一挙に実現し、踏切による交通渋滞の解消、分断されていた市街地の一体化、新たに創出される高架下空間の利用等を図る。	事業中8路線9箇所のうち、東急目黒線の事業を完了させる。	平成27年度末までに8路線9箇所の立体化を完了させる。



戦略4 憩いの場である公園・河川の整備

(関係局：建設局、港湾局)

<現状と課題>

- 都内の公園、緑地、庭園などを高齢者や障害者を含めたすべての人が快適に利用できるよう整備を進めていく必要がある。また、丘陵地、自然公園内にある公園施設は立地条件も厳しく、バリアフリー化の整備を行うことが困難な場合があるが、可能な限り高齢者や障害者を含めたすべての人が利用できるよう整備を行うことに努めていく必要がある。
- 河川などの水辺空間については、高齢者や障害者を含めたすべての人が安心して水辺に親しむことができるよう、河川部の散策路などにバリアフリー化の整備を進めていく必要がある。

<主な施策と事業>

施策1 河川の整備

- 河川は、水辺に親しむ場、生きものを育む場、自然とふれ合える場、美しい景観の創出など、都市に残された貴重な空間であり、高齢者や障害者を含めたすべての人が安心して水辺に親しめるよう、河川の整備にあわせ、可能な限り、水辺の散策路の整備やバリアフリー化を図っていきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
河川整備に合わせたバリアフリー化等の推進 (建設局) だれもが水辺に親しめるように、河川の整備にあわせ、管理用通路や緩傾斜型護岸の整備を進めたり、スーパー堤防等の整備におけるスロープの設置やテラスの連続化など、可能な限りバリアフリー化の推進を図る。 また、整備済の箇所においても、堤防・護岸の緑化などにより、水辺の散策路での環境の充実を図る。	○中小河川の整備 ○低地河川の整備 高潮防御施設、江東内部河川 スーパー堤防、テラスの整備 ○整備済河川での環境整備	引き続き事業を推進する。

施策2 公園の整備

- 都民が安心して公園を利用することができるよう、福祉のまちづくり条例に基づき公園の整備を進めていきます。
- また、緑のネットワークの拠点となる都市公園等について、市町村が整備する都市公園についても整備促進のための支援をしていきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
都立公園の整備 (建設局) 緑のネットワークの拠点となる都立公園の整備を推進する。都立公園の整備の際は、福祉のまちづくり条例に沿って整備を進める。	都立公園面積 1,887ha (平成20年度末見込み)	平成23年度末までに都立公園を新たに70ha開園する。
公園整備への助成 (市町村) (建設局) 市町村が実施する都市公園整備事業について、事業経費の一部を都が補助することにより、公園の整備の促進を図る。	市町村土木費補助 (公園事業) 9市9公園	市町村が実施する都市公園整備事業について、引き続き支援を実施する。
海上公園整備事業 (港湾局) 海の自然を回復するとともに、都民に水とのふれあいの場や多様なレクリエーションの場を提供するため、高齢者や障害者等の利用に配慮しながら、整備を進める。	○海上公園の新規整備 海の森公園、春海橋公園、シンボルプロムナード公園、夢の島緑道公園 ○既設公園の改修 お台場海浜公園、辰巳の森海浜公園、若洲海浜公園等	平成25年度末までに海上公園を新規に10公園整備する。



春海橋公園

戦略5 面的整備による総合的なまちづくりの推進

(関係局：都市整備局)

<現状と課題>

- 都内には、道路、公園、広場等の公共施設が不足し、消防活動が困難である防災上危険な区域や大規模な跡地など利用効率の低い地域、スプロール化が懸念される地域などがいまだに数多くみられる。
- ターミナル駅など不特定多数の人が集まる地域を中心に、ユニバーサルデザインの考え方に立ち、一体的かつ面的な整備により総合的なまちづくりを推進していく。

<主な施策と事業>

施策1 総合的施設整備の促進

- 市街地再開発事業等を活用して一定の広がりをもったまちづくりを実施する際は、ユニバーサルデザインの考え方に立って、福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例に沿った整備を総合的に推進していきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
東京駅丸の内口周辺整備 (都市整備局) 行幸通りや交通広場を東京駅丸の内駅舎や周辺開発等とのトータルデザインで整備する。 東京駅東西自由通路等の地下歩行者空間の整備を促進し、東京駅周辺地域の回遊性を高める。	○東京駅丸の内交通広場のデザインの検討及び行幸通りの街路事業着工 ○東京駅東西自由通路の概略設計	○平成23年度までに行幸通りや交通広場を整備 ○東京駅東西自由通路の整備 (平成22年度工事着手)
渋谷駅周辺整備 (都市整備局) 平成24年度に予定される東急東横線の地下化を契機に、鉄道駅及び駅前広場等の都市基盤の再編整備と駅ビルの再開発を一体的に行う。	都市基盤の整備方針の策定	○都市計画決定 ○都市基盤整備に着手 ○東急東横線地下化 (平成24年度)

主な事業	現在 (20 年度末までの見込み)	5年後の目標 (25 年度末の到達目標)
東京都施行市街地再開発事業 (都市整備局) 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。	施行地区 5 地区	引き続き、5 地区において事業を実施する。
東京都施行土地区画整理事業 (都市整備局) 土地区画整理事業を実施することにより、都市再生及び生活環境の改善のため、土地利用の増進及び高度利用を図るとともに、都市機能の更新や防災性の向上を図る。	施行地区 10 地区	引き続き、10 地区において事業を実施する。
特定街区・再開発等促進区を定める地区計画などの都市開発諸制度の運用 (都市整備局) 地域貢献等を十分に達成する優良な開発計画に関して、都市計画法や建築基準法による一般的な規制を緩和する都市開発諸制度を活用することで、民間による市街地の更新を促進し、福祉のまちづくり条例等に適合した市街地整備を推進する。	○特定街区 1 件 ○再開発等促進区を定める地区計画 13 件 ○高度利用地区 4 件 ○総合設計制度 31 件	都市開発諸制度に基づき開発計画を検討する際、福祉のまちづくり条例等、ユニバーサルデザインに配慮し、地域に即した施設整備・環境整備も考慮した計画の推進を図る。